

# 青森県報

第三千八百三十八号

平成二十六年

五月二日

(金曜日)

## 目次

## 告 示

政府調達に関する苦情処理手続要領の一部改正	(総務学事課)	一
政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部改正	(同)	一
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法の一部改正	(同)	一
青森県政府調達苦情検討委員会設置要綱	(同)	一
生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	二
右	(同)	二
右	(同)	三
右	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	五
救急病院の設置	(医療薬務課)	六
道路の区域の変更	(道路課)	六

## 告 示

青森県告示第三百五十八号

平成十一年九月十七日青森県告示第六百十五号で公表した政府調達に関する苦情処理手続要領を改正したので、次のとおり公表する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

改正後の政府調達に関する苦情処理手続要領は、青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp>) に掲載する。

青森県告示第三百五十九号

平成十一年九月十七日青森県告示第六百十六号で公表した政府調達に関する苦情の処理手続細則を改正したので、次のとおり公表する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

改正後の政府調達に関する苦情の処理手続細則は、青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp>) に掲載する。

青森県告示第三百六十号

平成十一年九月十七日青森県告示第六百十七号で公表した政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法を改正したので、次のとおり公表する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

改正後の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法は、青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp>) に掲載する。

青森県告示第三百六十一号

青森県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めたので、次のとおり公表する。  
なお、平成八年六月二十八日青森県告示第四百三十八号(青森県政府調達苦情検討



生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社フアミリーケアサポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	居宅介護支援事業所フアミリーケアサポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	平成二六・三・一
株式会社ピリアサポート	青森市古川二丁目一五の七	居宅介護支援事業所ピリアサポート	八戸市類家四丁目八の一	二六・四・一
合同会社コロコロ商事	黒石市大字浜町七三	居宅介護支援事業所コロコロ商事	黒石市大字浜町七三	二六・三・一〇
有限会社さくらデイサービスセンター	黒石市追子野木一丁目七四の二	有限会社さくらデイサービスセンター居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	二六・四・一
医療法人青仁会	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	シニアライフフサの郷	三沢市中央町四丁目一の二	二五・九・一

青森県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	たんぼぼ	弘前市大字堅田五丁目一五の二八	平成二六・三・一

青森県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社山一	黒石市ちとせ三丁目三一	デイサービス我が家	弘前市大字川先三丁目九の一	二六・三・一
医療法人聖誠会	弘前市大字新町一五一	短期入所生活介護	弘前市大字新町一六二の八	二六・三・一
波多野厚縁	弘前市大字元大工町五〇の五	居宅療養管理指導	弘前市大字元大工町五〇の五	平成二六・一・一
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指定年月日
介護予防事業の種類	介護予防事業の種類	大手門歯科	弘前市大字元大工町五〇の五	平成二六・一・一
株式会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	たんぼぼ	弘前市大字堅田五丁目一五の二	二六・三・一
株式会社縁	弘前市大字城東中央一丁目一〇	訪問介護	弘前市大字豊田一丁目一の一	二六・三・一

社会福祉法人三笠福祉会	社会福祉法人桜良会	特定非営利活動法人・シヤリテ	社会福祉法人八甲田会	有限会社ほてい堂薬局	社会福祉法人あしの会	株式会社アルマ	有限会社くらびスセンター	"	株式会社セイブ	"	株式会社パナ	社会福祉法人弘前乳児院
弘前市大字堀越 一字柳元二九三の	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三	青森市第二問屋 一町三丁目三の三	十和田市大字相 坂字高清水七八 の二三二	十和田市稲生町 一五の一三	五所川原市金木 町川倉七夕野八 四の四四二	弘前市大字北横 町一九の一	黒石市追子野木 一丁目七四の二	"	"	"	八戸市一番町二 丁目三の一五	弘前市大字品川 町一五二
通所介護	短期生活介護	訪問介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防管理指導	短期生活介護	介護予防管理指導	訪問介護	"	"	"	介護予防管理指導	通所介護
デイサービスセンター 虹貝	セイブ テイ桜良	訪問介護ステーション アドバイザー	グループホーム 東一番 町八甲庄	ほてい堂 薬局	特別養護老人ホーム あしの園	ソファルマー ツ谷薬局	有限会社くらびスセンター 訪問介護	柏崎店	アポテック 内丸店	一番町薬局	アポテック 根城店	デイサービス あさひ
南津軽郡大鱈町 大字虹貝字篠塚 三三三の七	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三	むつ市金曲二丁目 二の六リバー サイド苦生D	十和田市東一番 町一の一の二四	十和田市稲生町 一五の一三	五所川原市金木 町川倉七夕野八 四の四四二	五所川原市字一 ツ谷五〇八の九	黒石市追子野木 一丁目七四の二	八戸市柏崎三丁 目七の一七	八戸市内丸三丁目 目五の三七の一	八戸市一番町二丁目 目三の七	八戸市根城五丁目 目二の五	弘前市大字品川 町一五二
六・四・一	六・一・一	"	六・三・一	六・二・四	六・二・一	"	六・四・一	"	"	"	六・三・一	六・四・一

株式会社ちびきフアー マシー	東京都武蔵野市 境二丁目一八の	介護予防 居宅療養 管理指導	あおいもり 薬局	上北郡おいらせ 町住吉四丁目五 〇の二一〇	六・三・一
-------------------	--------------------	----------------------	-------------	-----------------------------	-------

青森県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売業者	特定介護予防福祉用具販売所	指定年月日
名称 有限会社ブライナ	主たる事務所の所在地 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	平成 二六・三・一
名称 たんぼぼ	所在地 弘前市大字堅田五丁目一五の二八	平成 二六・三・一

青森県告示第百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三村 申 吾

名称 居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称 居宅介護事業者	所在地	指定年月日
名称 居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称 居宅介護事業者	所在地	指定年月日

青森県告示第百六十八号  
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

株式会社裕健	株式会社奈良薬局	株式会社福寿	社会福祉法人鶴田協議会	波多野厚緑	株式会社山一	株式会社緑	株式会社パナ	株式会社メセイ	株式会社アルマ	社会福祉法人八甲田会
五所川原市字錦町一の九一	つがる市木造千年一三	南津軽郡田舎館村大字堂野前字前川原八〇の一	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	弘前市大字元大工町五〇の五	黒石市ちとせ三丁目三一	弘前市大字城東中央一丁目一〇	八戸市一番町二丁目三の一五	八戸市内丸三丁目五の三七の一	八戸市柏崎三丁目七の一七	五所川原市字一ツ谷五〇八の九
居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護	短期入所生活介護	居宅療養管理指導	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護	認知症対応型共同生活介護
ひなた薬局	きづくり調剤薬局	訪問看護ステーションきらら	短期入所生活介護事業所「鶴のまどい」	大手門歯科	デイサービス我が家	イーケアゆきあかり	アポテック根城店	アポテック内丸店	アポテック柏崎店	フアルマ一ツ谷薬局
五所川原市字錦町一の九一	つがる市木造千年七の一	黒石市西ヶ丘二七四	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	弘前市大字元大工町五〇の五	弘前市大字川先三丁目九の一	弘前市大字豊田一丁目一の一豊田スカイマンション一階	八戸市根城五丁目二の五	八戸市内丸三丁目五の三七の一	八戸市柏崎三丁目七の一七	十和田市東一番町一の二四
平成二六・一・一	二六・二・一	二六・二・四	二六・一・一	二六・二・一	二六・二・一	二六・三・一	二六・三・一	二六・三・一	二六・四・一	二六・三・一

（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社フアミリーケアサポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	居宅介護支援事業所「フアミリーケアサポート」	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	平成二六・三・一
株式会社アビリーブ	青森市古川二丁目一五の七	居宅介護支援事業所「アビリーブ」	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・四・一

青森県告示第百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指定年月日
介護予防事業者	介護予防事業の種類	介護予防事業者	介護予防事業所	指定年月日

株式会社フ アルマ	"	株式会社メ デイセイブ	"	株式会社ラ パナ	株式会社一 縁	株式会社山 一	波多野厚 緑	社会福祉 会鶴田協 議社	寿株式社 福	津軽保健 生活協同 組合	株式会社奈 良薬局	株式会社裕 健
弘前市大字北横 町一九の一	"	"	"	八戸市一番町二 丁目三の一五	弘前市大字城東 の中央一丁目一 〇	黒石市ちとせ三 丁目三一	弘前市大字元大 工町五〇の五	北津軽郡鶴田町 一大字鶴田字沖 津一九三	南津軽郡田舎館 村大字野前字 前川原八〇の一	弘前市大字田 五丁目二の二	つがる市木造千 年一三	五所川原市字錦 町一の九一
"	"	"	"	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問介護	介護予防 通所介護	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 短期入所 生活介護	"	介護予防 訪問看護	"	介護予防 居宅療養 管理指導
ツ谷薬局 ツアルマ	アポテック 柏崎店	アポテック 内丸店	一番町薬局	アポテック 根城店	イーケアゆ きあかり	デイサービ ス我が家	大手門歯科	短期入所 生活介護 事業 「鶴のま どい」	訪問看護 ステーション きらら	津軽保健 生活協同 組合 健康訪問 看護ステ ーション ちとせ	きづくり調 剤薬局	ひなた薬局
五所川原市字一 ツ谷五〇八の九	八戸市柏崎三丁 目七の一七	八戸市内丸三丁 目五の三七の一	八戸市一番町二 丁目三の七	八戸市根城五丁 目二の五	弘前市大字豊田 一丁目一の豊 田スカイマンシ ョン一階	弘前市大字川先 三丁目九の一	弘前市大字元大 工町五〇の五	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字鷹ノ 尾三四	黒石市西ヶ丘二 七四	黒石市ちとせ三 丁目七	つがる市木造千 年七の一	五所川原市字錦 町一の九一
二六・四・一	"	"	"	"	二六・三・一	二六・二・一	"	二六・一・一	二六・二・四	二五・二・一	二六・二・一	平成 二六・一・一

社会福祉 会八甲田会	十和田市大字相 坂字高清水七八 の二三三二	介護予防 認知症対 応型生活 介護同	グループホ ム東一番 町八甲庄	十和田市東一番 町一の二四	二六・三・一
---------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------	------------------	--------

青森県告示第三百七十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ  
り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
外ヶ浜町国民健 康保険外ヶ浜中 央病院	外ヶ浜町字下蟹田四二の一	平成二十九年三月二十七日
青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	平成二十九年三月三十一日
独立行政法人国 立病院機構弘前 病院	弘前市大字富野町一	平成二十九年四月五日

青森県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年六月一日まで青森県県土整備部  
道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

1			番 号 面
国  道			種 道 路 類 の
二 七 九 号			路 線 名
むつ市大字田名部字前田五の八から むつ市大字奥内字大室平一〇の三五まで			変 更 の 区 間
後	後	前	前 後 更 別
一 二 四 ・ 三 三 メ ー ト ル ま で	三 六 ・ 八 四 〇 メ ー ト ル ま で	三 六 ・ 八 四 〇 メ ー ト ル ま で	敷 地 の 幅 員
九 、 〇 二 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	八 、 六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	八 、 六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	敷 地 の 延 長
			備 考

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭